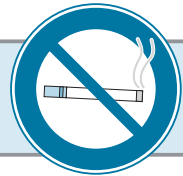


受動喫煙防止にご協力ください 役場等の公共施設内は禁煙に！



平成15年5月に施行された健康増進法の第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

この法律を受け、具体的な受動喫煙防止対策の方法について、平成22年2月5日付け厚生労働省健康局長通知により次のとおり示されました。

1. 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

- ※多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ※全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める。
- ※特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

2. 受動喫煙防止措置の具体的方法

- ※全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し、来客者等にも理解と協力を求める。
- ※少なくとも官公庁や医療機関においては、全面禁煙とすることが望ましい。
- ※全面禁煙が極めて困難な場合は、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の対策を求めるとし、将来的に全面禁煙を目指すことを求める。
- ※喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ない等、適切な受動喫煙防止対策を講じるよう努める。
- ※喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図るとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることのないよう、措置を講じる必要がある。

以上のような通知を受け、幌延町では公共施設の受動喫煙防止対策を講じることとしたので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

幌延町町制施行50周年
宗谷管内移管記念

「写真で見る幌延町50年展」開催のお知らせ

幌延町の町制施行50周年記念にあたり、町民の皆さんに町の歴史と発展の様子をご覧いただくため、昭和35年の町制施行から50年のあゆみを中心とした写真展を次のとおり開催します。昔懐かしい写真がいろいろありますので皆様のご観覧をお待ちしています。

1. 開催期間 平成22年5月27日(木) 午前9時～6月2日(水) 午前12時（2箇所同時開催です）
2. 開催場所 ①幌延町役場 1階ロビー
②問寒別公民館 1階大ホール
3. 展示内容 昭和35年以降の町内の行事やイベント等の写真を中心に、開拓期からの写真も展示します。

お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話5-1111(内線222,223)